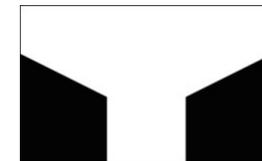


進出形態の選択：駐在員事務所/現地法人



主要なタイ進出形態

1. 駐在員事務所

2. 現地法人 (外資企業：外国資本過半数以上、内資企業：タイ資本過半数以上)

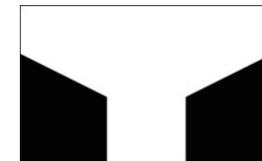
※外資企業において、外国人事業法による外資規制業種の場合、商務省の事業ライセンスが必要

※外資企業の場合、投資奨励法に基づくBOI (投資委員会) への申請による恩典取得の検討可能

※製造業の場合、工業省管轄の国営工業団地 (IEAT) 入居による恩典取得検討可能

	駐在員事務所	現地法人
メリット	<ul style="list-style-type: none">• 本社の費用として経費計上• 労働許可証取得条件 (外国人1人あたりタイ国籍従業員1人)• タイ側決算が簡便	<ul style="list-style-type: none">• 売上計上可能• 内資企業では業種制限なし
デメリット	<ul style="list-style-type: none">• 売上計上不可 (請求書発行不可)• 現地法人に変更不可	<ul style="list-style-type: none">• 別法人として経費発生• 労働許可証取得条件 (外国人1人あたりタイ国籍従業員4人)• 決算が相対的に面倒

駐在員事務所の活動内容

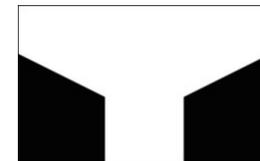


タイ国内における事業目的は、以下のために駐在員事務所としてサービス事業を行う。

1. 本社、関連会社またはグループ会社に対してタイのビジネス動向、タイの経済状況、生産、マーケティング、投資および物品やサービスの需要に関する景気動向の情報を報告すること
2. 本社、関連会社またはグループ会社がすでに販売した物品に関して、タイにおける代理店または顧客に対して助言を与えること
3. 本社、関連会社またはグループ会社のためにタイにおいて買い付ける物品またはサービスの調達
4. 本社、関連会社またはグループ会社のためにタイにおいて買い付ける物品の検品および品質管理を行うこと
5. 本社、関連会社またはグループ会社の新製品または新サービスに関する情報提供をすること

備考：物品・サービスは、認証された本社の会社登記簿記載の目的に基づいて参照すること。

現地法人の選択：内資/外資

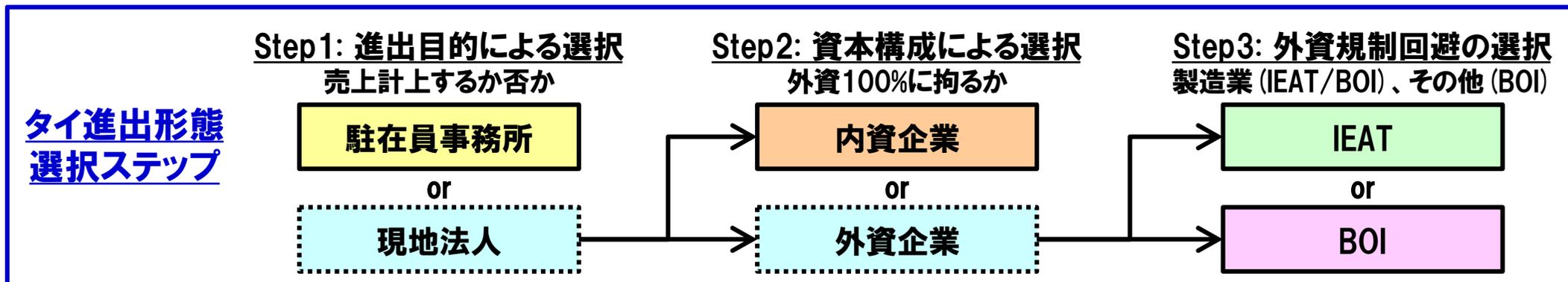


内資企業：業種制限なし、特定業種を除きライセンス不要 ≒ 何でも出来る
 → 但し、安全、安心なタイ側パートナーが安定経営に必須

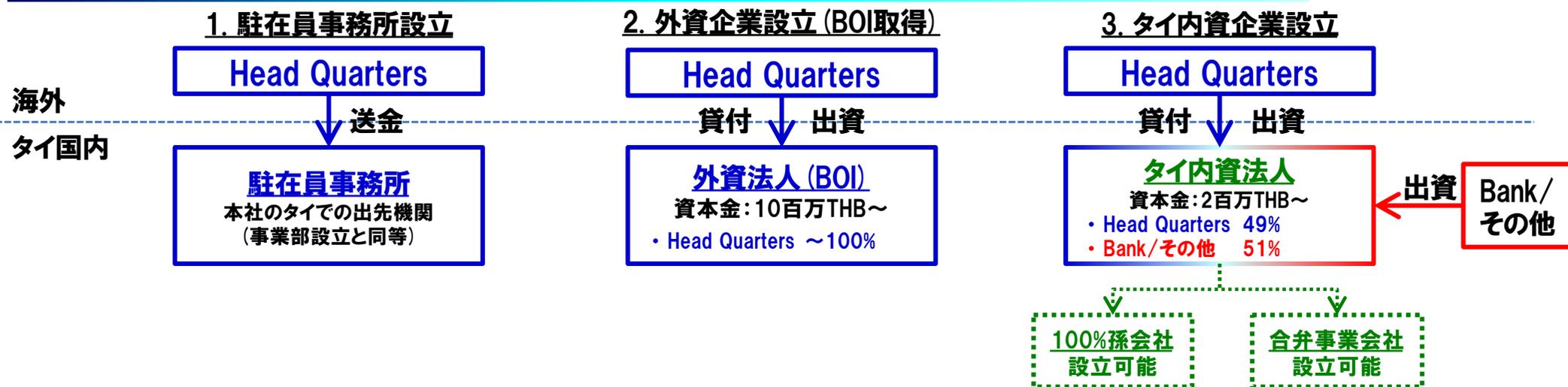
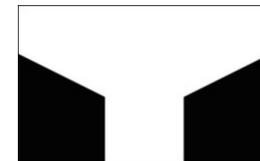
外資企業：外資規制業種では、商務省の外国人事業ライセンスが必要 ≒ 制限が多い
 → 商務省への直接申請は難易度高く、工業省傘下のBOIへの申請が一般的

外国人事業ライセンス&BOIカテゴリー対応表

商務省事業ライセンス	BOIカテゴリー（代表例）	備考
① 製造販売	① 製造	IEAT特典も選択可（参考-3を参照）
② 国際地域統括拠点	② 国際ビジネスセンター（IBC）	IBC条件：払込資本金10百万バーツ以上等
③ 事業アドバイス/管理サービス等	③ 貿易・投資支援事務所（TISO）	TISO条件：年間経費10百万バーツ以上等

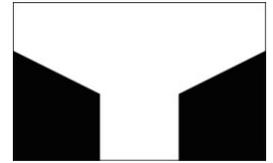


参考-1) 進出形態による資本構成比較



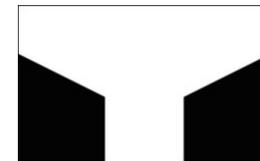
	1	2	3
共通事項	外国人の就労可能 (法人格取得)	←	←
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・本社の費用として経費計上可能 ・タイ側決算が簡便 	<ul style="list-style-type: none"> ・外資100%での現地法人設立可能 ・外国人の労働許可証取得が優遇 (タイ国籍従業員数、資本金、最低月給制限なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容に原則制限なし ・タイ法人子会社 (孫会社) 設立が自由
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・売上計上不可 ・現地法人に変更不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人事業法による制限あり ・BOI向けの報告義務あり ・借入金に制限あり (資本金の3倍まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・メガバンク子会社からの出資では手数料が発生 (但し、資本金200万バーツで約15万バーツ/年) ・安全なタイ側パートナーの選択が必須 ・外国人1人あたりタイ国籍従業員4人必要
事業開始までに必要な期間	2ヶ月 (駐在員事務所設立)	5ヶ月 (BOI申請3ヶ月 + 会社設立2ヶ月)	2ヶ月 (会社設立)
コスト (実費別途)	10万バーツ (駐在員事務所設立)	35万バーツ (BOI申請、会社設立、ライセンス取得)	10万バーツ (会社設立)

参考-2) BOIの5つの恩典



1. **商務省：外国人事業ライセンス**
 - 奨励証書の認可事業内容に基づき、外国人事業ライセンスを発行
2. **移民局&雇用局：ビザ・ワークパーミット**
 - ビザ・ワークパーミット取得要件の優遇 ※但し、就業経験5年以上が原則
3. **土地局：土地取得**
 - IEAT以外でも外国法人による土地所有が可能
※但し、土地の所有可否と工場の操業可否は異なるため、工業団地以外の土地を取得する際には操業許可取得可否の事前確認が必須
4. **関税局：輸入関税減免**
 - BOI事業に供する機械設備の輸入関税免除
 - 再輸出する製品に使用する、原材料の輸入関税免除
5. **歳入局：法人税減免**
 - 原則として土地取得金額を除く投資総額が上限
 - 旧恩典ではゾーン制、2015年からの新恩典では業種 (A1～A4、B1、B2) + メリット

参考-3) 製造業:IEAT一般/自由事業区、BOIの比較



製造業は外資100%での進出可能だが、土地取得のためにはIEATかBOIの恩典取得が必要

		IEAT 一般事業区	IEAT 自由事業区	BOI
外資恩典 (共通)	外国企業の土地所有	可	←	←
	外国人の労働許可取得	タイ人雇用条件なし 最低月給制限なし	←	←
時間	事業開始までの期間	場所確定後～2か月 国営のため手続き優遇傾向	場所確定後～2か月 国営のため手続き優遇傾向	申請開始後4か月～ 工場操業許可取得での遅延傾向
場所	事業可能な地区	国営工業団地のみ	国営工業団地の一部	制限なし
税務恩典	機械設備輸入税の減免	-	有	有 原則新品の設備が対象、および申請内容による
	原材料輸入税の減免	-	有 製品のタイ国内販売時は、 製品に対し輸入税が掛かる	有 製品の再輸出が条件、 タイ国内販売時は減免なし
	法人所得税の減免	-	-	有 業種による 土地購入を除く投資金額まで